

令和 年 月 日

「指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）」利用契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第 1 条（契約の目的）
- 第 2 条（契約期間）
- 第 3 条（通所介護計画の決定・変更）
- 第 4 条（総合事業給付対象サービス）
- 第 5 条（総合事業給付対象外のサービス）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 6 条（サービス利用料金の支払い）
- 第 7 条（利用の中止、変更、追加）
- 第 8 条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務

- 第 9 条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第 10 条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

- 第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第 12 条（損害賠償責任）
- 第 13 条（損害賠償がなされない場合）
- 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

- 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第 16 条（契約者からの中途解約）
- 第 17 条（契約者からの契約解除）
- 第 18 条（事業者からの契約解除）
- 第 19 条（精算）

第七章 その他

- 第 20 条（緊急時の対応）
- 第 21 条（苦情処理）
- 第 22 条（協議事項）

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 厚生会デイサービスセンター 穂の香苑（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所型サービス（緩和型サービス A-1）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第 4 条及び第 5 条に定める通所型サービス（緩和型サービス A-1）を提供します。

第 2 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（給付対象サービス）

事業者は、総合事業対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の介護及び個別機能訓練を提供するものとします。

第 5 条（給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、昼食サービス等、総合事業給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 6 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要支援度に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から総合事業給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の 1 割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ事業対象および要支援認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとし

す。(事業対象者および要支援認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が総合事業から払い戻されます(償還払い)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第7条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、通所型サービス(緩和型サービスA-1)の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 連帯保証人は利用者に債務不履行があった時には、本契約から生ずる利用者の債務を負担するものとします。
- 5 前項の連帯保証人の負担は、極度額1,000,000円を限度とします。

第8条(利用料金の変更)

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、総合事業給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 10 条（守秘義務等）

事業者及び介護支援専門員ならびに、従事者が、通所型サービス（緩和型サービス A-1）を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約開始日から契約終結日とし本契約が終了した後も継続します。

但し、下記の必要事項について利用者は、同意書に基づき情報開示に了承するものとします。

- 一 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 二 介護保険認定審査に必要な調査員による調査書、医師の意見書作成並びにサ

一

ビス担当者会議に必要な事項

- 三 他の居宅支援事業者との連携、紹介等が必要になった場合
- 四 緊急時下での行政機関等への情報開示が必要になった場合

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に、もっぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が総合事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所型サービス（緩和型サービス A-1）を実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（緊急時の対応）

- 一、 介護サービス提供にあたり、様態急変又は万一事故発生の場合、ご家族、居宅介護支援センター、緊急内容に応じた関係機関への諸届けをします。
- 二、 人命尊重を第一にかかりつけ医又は、救急病院等への搬送により対応します。

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して別途定める苦情処理要綱並びに苦情マニュアルに沿って、適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所	栃木県小山市間々田 1 4 4 2		
事業者名	デイサービスセンター 穂の香苑		
代表者氏名	施設長	小林 亙	印
契約者	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印

個人情報に関する同意書（通所型サービス用）

私（ ）は、穂の香苑通所型サービス（緩和型サービス A-1）利用にあたり、下記事項について同意します。

記

1. 使用する用途

- ①利用中の個別援助計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議に関する事項
- ②介護支援専門員に關係部署との連携調整に必要な事項
- ③医療上緊急の必要性がある場合に医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供事項
- ④緊急時下での行政機関等への情報開示が必要になった場合の事項

2. 使用する事業者の範囲

かかりつけ等の医療機関、行政機関、協力医療機関、居宅介護支援事業者

3. 使用する期間

契約書に基づく契約開始日より契約終了日まで

4. 条件

①個人情報の提供については必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないようにする。

②個人情報を提供した会議、相手方、内容等の経過を記録する

デイサービスセンター 穂の香苑

代表者氏名 施設長 小林 亙

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 印

「指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1」・「要支援 2」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	9
2. 事業所の概要	9
3. 事業実施地域及び営業時間	9
4. 職員の配置状況	10
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	10
6. 情報の開示	13
7. 苦情の受付について	13

1. 事業者

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 厚生会 |
| (2) 事業所所在地 | 栃木県矢板市平野 1 3 6 2 番地 1 2 |
| (3) 電話番号 | 0 2 8 7 - 4 3 - 1 8 7 2 |
| (4) 代表者氏名 | 猪瀬 尚孝 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）事業所・平成 29 年 1 月 1 日指定 |
| (2) 事業所の目的 | ※当事業所は特別養護老人ホーム穂の香苑に併設されています。
社会福祉法人厚生会が開設するデイサービスセンター穂の香苑が行う指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士（以下従業員とする）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）を提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンター 穂の香苑 指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 栃木県小山市間々田 1 4 4 2 |
| (5) 電話番号 | 0 2 8 5 - 4 5 - 1 1 5 6 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 小林 互 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

従業者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(8) 開設年月 平成29年1月

(9) 利用定員 5人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小山市 野木町 栃木市（但し旧藤岡町の地域に限る）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし12月30日から1月3日まで・創立記念日（8月15日）を除く
受付時間	月～土 午前8時30分から午後5時00分
サービス提供時間	月～土 午前8時30分から午後5時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）及び、指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、緩和型サービスについては現行相当サービスとは別に介護スタッフを1名以上配置します。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
1. 管理者	1. 0
2. 生活相談員	1. 0
3. 看護職員	0. 7
4. 介護職員	5. 0
5. 機能訓練指導員	1. 0
6. 管理栄養士	0. 1

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 総合事業の給付の対象となるサービス
(2) 総合事業の給付対象とならないサービス
（利用料金の全額を契約者に負担いただく場合） |
|---|

(1) 総合事業の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用者個人の「利用者負担の割合」で決められます。平成30年7月利用分までの利用者負担割合は原則1割又は2割（一定以上の所得のある方）でしたが、平成30年8月利用分より、65歳以上の方で、国の定める現役並みの所得のある方については、3割負担になります。「利用者負担の割合」は、個人ごとに違うので、介護保険負担割合証でご確認下さい。

利用者負担の割合	該当する理由
3割負担	国の定める「現役並みの所得のある方」（注1）として判定された場合（平成30年8月利用分）
2割負担	国の定める「一定以上の所得のある方」（注2）と判定された場合
1割負担	上記の2割・3割以外の場合

注1：「現役並みの所得のある方」とは、次の1と2の両方に当てはまる方のことです。

1. 本人の合計所得金額が220万以上
2. 同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が、単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯の場合で463万円以上（この金額未満は1割ないし2割）

注2：「一定以上所得のある方」とは、次の1と2に当てはまる方のことです。

1. 本人の合計所得額が160万円以上220万円未満
2. 同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が、単身世帯の場合で280万円以上、2人以上の世帯の場合で346万円以上（この金額未満の場合は1割）

＜サービスの概要＞

① 入浴

- ・必要に応じて、入浴又は清拭を行います。

② 食事

- ・管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12時

③ 運動器機能向上（基本報酬に包括）

- ・機能訓練看護師等により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の機能訓練等のサービスを提供します。

④ 栄養改善

- ・管理栄養士を中心に栄養ケア計画を作成し、計画に基づいた栄養補給、栄養食事相談、個別対応した食事等のサービスを提供します。

⑤ 口腔機能向上

- ・看護師を中心に口腔機能改善管理指導計画に基づき、口腔衛生、口腔機能向上、食事指導等のサービスを提供します。

⑥ 送迎

- ・ご自宅玄関から当苑間まで、施設車輛を使用し、送迎を行います。

⑦ 排泄

- ・契約者の排泄の介助を行います。

＜サービス利用料金（１回あたり）＞（契約書第４条参照）

別紙に記載した料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から総合事業費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（利用したサービスで、利用料金が算定されます）

＜償還払い＞

契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が総合事業から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

（２）総合事業の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供

ご契約者に提供する食事の材料費と調理費相当分の費用です。

料金：１回あたり 700 円

但し、夕食を提供した場合は、700 円を加算します。朝食（軽食）を提供した場合は、50 円を加算します。また、ご希望に基づいて特別な食事を提供した場合は、要した費用の実費をいただきます。

②お茶菓子（おやつ）の提供

ご契約者に提供するお茶菓子（おやつ）の材料費相当分の費用です。

料金：１日あたり 100 円

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、実費をいただきます。

実施地域以外から、片道おおむね 1 キロメートルあたり 20 円をいただきます。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費、ご負担いただきます。

- １．おむつ代
- ２．穂の香喫茶代
- ３．購買品代、等

⑦理髪代 2,000 円（訪問理髪）／2,200 円（訪問美容）

理髪にかかる時間はデイサービス提供時間外となります。

尚、理髪代は、間々田美容ボランティアより提示された額となっております。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

支払期日、及び支払方法等については当苑の指定する内容にてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所型サービス（緩和型サービス A-1）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
当日の利用開始時間までに申し出がなかった場合	当日の昼食費代 (700円)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 守秘義務（契約書第 10 条参照）

契約者が通所型サービスの提供を受けるにあたり契約書第 10 条に定める必要事項が生じた場合は、同意書に基づき必要最小限の情報を開示します。

7. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付け、別途定める苦情処理要綱並びに苦情マニュアルに沿って適切に対応します。

○苦情受付窓口（担当者）デイサービスセンター穂の香苑

生活相談員 佐藤 俊子

生活相談員 栗原 秀和

生活相談員 寺田 友子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分

○玄関ホールに苦情受付箱を設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小山市役所高齢生きがい課	所在地 小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 0285-22-9541 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル内 電話番号 028-643-2220（直通） 受付時間 8:30～17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号 028-622-2941 受付時間 9:00～16:00

8. 緊急時の対応（契約書第 20 条参照）

介護サービス提供にあたり体調の急変時また、事故は未然に防ぐよう細心の努力を傾注しますが万一発生した場合には、ご家族、居宅介護支援事業者並びに関係機関に連絡すると同時に、人命尊重第一にかかりつけ医又は、救急病院等への搬送を速に実施します。

9. 第三者評価の有無について

※ 当苑は、第三者評価を行っておりません。

10. 虐待防止の為の措置

事業所は、高齢者の生活の質の向上・改善と尊厳を持って暮らせるように、具体的な虐待防止マニュアルを作成し、虐待防止に向けた取り組みを徹底するものとする。

2. 事業所は、高齢者虐待防止に向けた対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置し、虐待防止のための方針、具体的施策の策定および実施状況の確認を行うものとする。また委員会は定期的開催され、その結果を事業所内で共有し、必要に応じて改善措置を講じる。

3. 事業所は、高齢者虐待を防止するため、明確な指針を整備し、職員に周知を行うものとする。指針には、虐待の予防措置、発生時の対応方法、報告体制など、具体的な対応策を含めるものとする。また定期的に見直しを行い、社会的な変化や法改正に対応できるようにする。

4. 事業所は、介護職員に対し、高齢者虐待防止に関連する研修を定期的実施する。研修の内容には、虐待の種類、兆候、予防策、発見時の対応方法、関係機関との連携方法などを含むものとする。研修の実施状況については、記録を残し、その後の評価と改善に活用する。

5. 事業所は、虐待防止施策を実施するための担当者を設置し、その職務を明確に行うものとする。担当者は、虐待防止に関する施策の実行、効果の評価、職員への指導および助言を行い、適切な対応を確保する。また、虐待に関する相談や通報を受ける窓口を設け、問題が発生した際には速やかに対応を行う責任を負う。担当者は、定期的にその業務の進捗状況を報告し、改善が必要な場合には速やかに対応策を講じるものとする。

11. 身体拘束等の適正化

事業所は、利用者の尊厳を尊重し、身体拘束等の適正化を推進することを目的とする。利用者の自由と人権を最優先に考え、身体拘束の回避を図りつつ、必要に応じて以下の適正な対応を行うものとする。

2. 環境整備や機能訓練を通じて身体拘束を避け、利用者の自由な移動を促進する。ケアプランを個別に作成し、必要に応じて定期的に見直しを行う。また、身体拘束等の適正化の委員会を3か月に1回実施、検討を行うものとする。

3. 身体拘束を行う際は、医師の指示と家族の同意を得たうえで実施し、最小限に抑える。拘束は状況に応じて速やかに解除し、その後の評価も行うものとする。

4. 身体拘束の実施後は、理由や方法、解除時期などを詳細に記録し、管理者に報告する。定期的にその必要性を再評価し、記録として残すものとする。

5. 職員には身体拘束回避の方法や倫理的配慮に関する研修を定期的実施する。個別対応技術を向上させ、適切なケアの提供を目指すものとする。

12. デイサービスセンター利用時のリスクについて

ご利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。このことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

【高齢者の特徴に関して】

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 当施設は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がありま。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は弱く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状況にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状況にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより脳や心臓の疾患等で、急変・急死されることもあります。
- ☐ 利用者様の全身状態が急に悪化した場合、当施設配置看護職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

【苑内での生活に関して】

- ☐ 転倒・転落のリスクの高いご利用者様には付き添い・手引き歩行を行っていきます。
- ☐ 誤嚥・誤飲・窒息のリスクの高いご利用者様の食事には、形態に考慮し、介助を行っていきます。
- ☐ 緊急と判断し救急搬送にて病院受診をした結果、幸いにして軽微である場合がありますが、現場の判断は救命を最優先といたしますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

【感染症のリスクに関して】

- ☐ 感染予防対策マニュアルに基づいてサービスを提供していますが、限られたスペースで飲食や活動を行うので、ご利用者様や職員ともに感染症が広がるリスクが高いことは否定できません。その都度消毒等徹底はしていきますが、感染力が強いものがありますので、ご利用者様とご家族様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【送迎に関して】

- ☐ 原則として、玄関の中までの迎え・送りをいたします。
身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人様・ご家族様との話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスをさせていただきます。
- ☐ 送迎時間につきましては、交通事情等で、10分以上到着が遅れる場合がございます。他職員の対応、また、予定時刻より30分以上の遅れが出てしまう場合は、こちらより一報入れさせていただきます。
- ☐ ご利用者様の体調不良等を除き準備等が出来ていない場合、他ご利用者様にご迷惑をかけてしまいますので、時間をずらし再度お迎えに上がります。
- ☐ 乗車中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いしております。

- ☐ ご利用者様に緊急性（転倒・意識混濁等）が見られた場合、自宅に上がらせていただくことがありますのでご理解の上ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご家族の皆様へ】

- ☐ 上記の危険が伴うご利用者様の中には、職員への遠慮からご自身でトイレに行こうとしたり、一人で起床や歩行をされる方がいらっしゃいますが、遠慮しないで職員を呼ぶようにご家族様からお伝えください。

「指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）」重要事項説明書に伴う利用料金

（１） 総合事業の給付対象となるサービス（重要事項説明書 5－（１）参照

(利用料・月額)	通所型サービス (緩和型サービス A-1)	
	単位	利用者負担
介護度		
事業対象者・要支援 1	1,455 単位	1,476 円
事業対象者・要支援 2	2,932 単位	2,973 円

以上、単位とは法に定める総合事業、給付費単位であり、給付単位に処遇改善加算Ⅰとして 5.9%を乗じた単位に地域加算 10.14 を乗じた額の介護保険負担割合証に記された割合が利用者負担額になります。1 円未満の金額につきましては法に定められた基準により算出されます。

- ◎ 介護職員等特定処遇改善加算新設につき、介護報酬の加算に加わります。（処遇改善加算とは別に算定されます。） 【特定処遇改善加算＝単位総合計×12／1000となります。】

令和 年 月 日

指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項・利用料金の説明をして交付を行いました。

デイサービスセンター 穂の香苑

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け受領し、指定通所型サービス（緩和型サービス A-1）の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

利用者家族 住所

氏名

印